

随意契約及び比較見積りを省略する理由書

案件名 : 一級河川 平野川分水路 排水機場主機関補機設備改修工事

本工事は、平野川分水路排水機場の主機関補機設備（空気圧縮機）の改修を行うものである。

1. 随意契約理由

平野川分水路排水機場は、寝屋川流域の浸水被害を防ぎ、府民の安心・安全を確保するための防災施設である。今回改修する当該設備は、主ポンプ駆動用の主機関を運転するための重要な設備であり、常にその状態を良好に維持する必要がある。

令和2年3月に補機設備の分解点検を行ったところ、エンジン始動弁の腐食が進行していることがわかり、この状態で放置すると、始動弁等が錆により固着したり金属片が侵入して目詰まりによる動作不良を起こすなど、最悪の場合エンジンが起動できない危険性があることが判明した。

このため、これまでの間補機設備の改修方法の検討を行い、本工事においては主ポンプを駆動させる主機関（エンジン）の始動用空気の水分を除去するためのエアドライヤーを空気圧縮機に設置するものである。

このエアドライヤーを使用した対策は、雨水排水ポンプを持つ下水道等の事業者で一般的に導入されている方式である。

当該設備は、製作会社固有の技術により、当機場用に設計・製作されたものであり、いわゆる汎用機器ではないため、本工事の実施に際しては、その機能、構造に精通し、当該機器の詳細な設計資料、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力を保有していることが求められ、かつ交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要とされる。

以上のことから、本工事の施工は、設計・製作を行ったダイハツディーゼル株式会社以外には不可能であることから、同社より見積りを徴取することとし、その価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結したい。

2. 比較見積省略理由

本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積もりを徴取すべきであるが、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積りの徴取を省略する。